

# 公益財団法人 日本骨髄バンク 医療委員会規則

制 定 平成24年 4月 1日

第1次改正 平成24年11月22日

第2次改正 平成26年 3月20日

## (目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人日本骨髄バンク委員会規程（以下「委員会規程」という。）第16条に基づき、医療委員会（以下「本委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定める。

## (所掌業務)

第2条 本委員会は、理事会の諮問を受けて次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 患者の適応に関する事項
  - (2) 骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）に係る主治医からの相談に関する事項
  - (3) 骨髄等の移植患者に係る情報の収集及び解析に関する事項
  - (4) 患者に係る検査項目に関する事項
  - (5) 骨髄等の移植医療の評価に関する事項
  - (6) その他骨髄等の移植医療に関する事項
- 2 前項各号において、骨髄及び末梢血幹細胞のほか臍帯血も加えた審議が必要な場合は、これも含めるものとする。

## (組 織)

第3条 本委員会は、8人以上30人以内の委員をもって組織し、理事会が選任する。

## (委員長等)

第4条 本委員会に委員長をおき、委員長は理事会が指名する。

- 2 委員長は、会務を整理し、本委員会の議長を務める。
- 3 本委員会に副委員長をおき、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

## (規則の変更)

第5条 この規則は、理事長の承認を得て変更することができる。

## (細 則)

第6条 この規則に定めるものの他、本委員会の運営に関し必要な細目は委員長が定める。

## (準 用)

第7条 委員会規程第3条第2項の規定に基づき設置する部会等の運営に当たっては、同規程

第 9 条から第 12 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会等」と、「委員長」とあるのは「部会等の長」と読み替えるものとする。

(庶 務)

第 8 条 本委員会の事務は移植調整部において行う。

附 則

1. この規則の内容は、旧法人の「医療委員会規則」（平成 9 年 3 月 17 日制定、平成 22 年 9 月 15 日第 4 次改正）と同様である。
2. この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 11 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。